

基本を
おさえる
事例演習

徹底

チェック

刑法

COMPLETE CHECK
CRIMINAL LAW

嶋矢貴之
小池信太郎
品田智史
遠藤聡太

Appendix

04

死体遺棄罪に関する新最高裁判例

(最判令和5・3・24)について

:第40講 風俗に対する罪 事例2(本書270~271頁)

に関する補足

有斐閣

ISBN 978-4-641-13954-1

©2022, Takayuki Shimaya, Shintaro Koike, Satoshi Shinada, Sota Endo.

概要

本書刊行後に新たに登場した最判令和5・3・24（令和4（あ）196，死体遺棄被告事件。以下、「本判例」とする）について紹介する。本判例は、190条の趣旨や、行為態様である「遺棄」の定義・判断方法について示した。

説明

本件の事案は以下のとおりである。被告人は、ベトナムから来日し技能実習生として働いていたところ、自分の妊娠を知ったが、周囲の者には言わず、医師の診察も受けなかった。その後、被告人は被告人の居室（以下、「自室」とする）内でえい児2名（以下、「本件各えい児」とする）を出産したが、両名は遅くとも出産後間もなく死亡した。被告人は、少し休んだ後、両名の死体を、タオルで包み、段ボール箱に入れ、その上に別のタオルをかぶせ、さらに被告人が付けた本件各えい児の名前、生年月日のほか、おわびやゆっくり休んでくださいという趣旨の言葉を書いた手紙を置いてその段ボール箱に接着テープで封をし、その段ボール箱を別の段ボール箱に入れ、接着テープで封をしてワゴン様の棚の上に置いた。被告人が、翌日午後6時頃、病院で受診した際に赤ちゃんの形をしたものを産んで埋めた旨話したため、その次の日に捜索が行われ、前記のとおり段ボール箱に入り棚の上に置かれた状態で本件各えい児の死体が発見された。第1審（熊本地判令和3・7・20 [裁判所 Web](#)〔令和2（わ）455〕）が、「死体を段ボール箱に入れて保管し、自室に置きつづけた行為」について、死体遺棄罪の成立を認めたのに対し、控訴審（福岡高判令和4・1・19判時2528号123頁、[裁判所 Web](#)〔令和3（う）237〕）は、段ボール箱に死体をに入れて自室に置いた行為（以下、「本件行為」とする）と、その死体を自室に置き続けた行為に分けて検討し、前者については、作為による遺棄に当たるとしたが、後者については、不作為の遺棄に該当しないとした。被告人側からの上告に対し、本判例は、本件行為は190条にいう「遺棄」に当たらないとして、破棄自判し、被告人を無罪とした。

最判令和5・3・24（刑集77-3-41、[裁判所 Web](#)）

「刑法190条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することとしたものと解される。したがって、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たると解するのが相当である。そうすると、他者が死体を発見することが困難な状況を作成する隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある。」

「被告人は、自室で、出産し、死亡後間もない本件各えい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、同段ボール箱を棚の上に置くなどしている。このような被告人の行為は、死体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作成したものであるが、それが行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等に照らすと、その態様自体がまだ習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められないから、刑法190条にいう『遺棄』に当たらない。」

本判例が190条の趣旨について述べている部分には、死体損壊等罪の保護法益（「死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情」）が示されているというのが一般的理解であり、その内容は通説（本書270頁1参照）と基本的に同じである。そして、この趣旨（保護法益）から導き出されている遺棄の定義（「習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為」）も、従来の一般的理解のとおりである。

にもかかわらず、遺棄該当性の判断については、控訴審と本判例とで結論が異なった。控訴審も本判例も、本件行為が「他者が死体を発見することが困難な状況を作成した」として隠匿に該当することは認めているが、控

訴審が、葬祭の準備・一過程として本件行為が行われたものではないということから「遺棄」を認めたのに対し（第1審もおおむね同様の判断である）、本判例は、「葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある」とした。したがって、本判例によれば、隠匿行為が葬祭の準備か一過程と評価されて遺棄が否定される場合（例えば、葬祭のために棺に遺体を安置する行為）のほかに、葬祭の準備等と評価されない隠匿であっても、その隠匿行為それ自体に「習俗上の埋葬等との相いれなさ」がなければ、やはり遺棄は否定される。具体的な「相いれなさ」の判断においては、習俗上の埋葬等が敬けん感情などの保護法益と結びつけられていることからすれば、当該態様によって適時適切な埋葬等の機会が失われる（危険が大きい）こと、あるいは、態様自体が敬けん感情を害するようなものであることが積極的に示される必要がある（さらに、遺棄が「習俗上の埋葬等とは認められない態様」とされていることと比べると、「相いれない」という表現には、強い逸脱のニュアンスがある）。ただし、基準となる「習俗上の埋葬等」の中身は示されておらず、海外の風習や新たな葬送方法が実施された場合に問題が残されている。

本判例によるあてはめは、必ずしも明確ではないが、「〔隠匿の〕場所、死体のこん包及び設置の方法等に照らす」という表現からは、隠匿場所が自室の中であること、遺体に雑な取扱いをしていないこと、段ボール箱自体は室内の視認できる場所に設置されていることなどが考慮されたのだと思われる（メッセージなど哀悼の意の発露について、「等」として考慮されたかどうかは不明である）。

本判例に基づけば、本書270頁の各事例は以下のように検討される。まず、事例2(2)については、本判例と同様自宅内での隠匿ではあるものの、押入れにまさに隠そうとしている点に決定的な違いがあり、この点は、適時適切な埋葬等の機会が失われる危険が大きいとして「相いれなさ」を認める方向に大きく傾く事情と言える。さらに、成人であるAの死体をトランクに（おそらく折り畳んで）入れるという取扱い方も併せ考えれば、遺棄と認められるであろう。なお、以上の話とは別に、不作為の遺棄が認められうる点には注意する必要がある（控訴審が述べるとおり、不作為が認められるためには相当期間の放置が必要となる）。

事例2(1)は、隠匿による「遺棄」ではなく死体の「損壊」（と遺骨の遺棄）が問題となっているが、本判例が190条全体の趣旨を述べそこから遺棄概念の定義や判断基準を導いていることからすれば、同様に「習俗上の埋葬等と相いれない処置」の基準を用いて判断してもよいと思われる（本書270頁において、「死体の処遇として許容される範囲を逸脱した」という類似の表現がすでに用いられている）。事例2(1)のような、いわば被害者の死亡自体をなかつたことにしようとする事例の場合、死体遺棄等罪が認められるのが通例であったが、本判例に照らせば、死者を弔う機会を完全に失わせている点、さらに、（犯跡隠滅目的で）私的に火葬施設を利用し死体を焼却したというその取扱い方自体に「相いれなさ」が認められるであろう（なお、第1審・控訴審は、被告人が隠匿後に実際に他者に隠したまま私的に埋葬等を終えた場合には「遺棄」に該当することを示唆している）。

品田智史